

市民経済局広告掲載要綱（第4条）

（広告の範囲）

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体への掲載を行わないものとする。

（1）業務又は事業者に係る範囲

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業又はそれに類似するものに係る広告

イ 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に係る広告

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）又は破産法（平成16年法律第75号）による再生手続、更生手続又は破産手続中である者の広告

エ 商品先物取引に係る広告

オ 法律に定めのない医業類似行為を行う者の広告

カ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者の広告

キ 日本標準産業分類において次に掲げる業種に分類される者の広告

（ア）専門サービス業中の興信所（もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）

（イ）その他の生活関連サービス業中の他に分類されないその他の生活関連サービス業（易断所、観相業及び相場案内業に限る。）

（ウ）娯楽業中の競輪・競馬等の競走場、競技団、パチンコホール、ゲームセンター（スロットマシン場に限る。）、その他遊戯場、芸ぎ業及び娯楽に附帯するサービス業（場外馬券売場、場外車券売場及び競輪・競馬等予想業に限る。）

（エ）その他の事業サービス中の民営職業紹介業（芸ぎ周旋業に限る。）及び他に分類されないその他の事業サービス業（集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）に限る。）

（オ）宗教

ク その他各種法令等に違反している者の広告

（2）広告の内容に係る範囲

ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

- ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- エ 政治性のあるもの
- オ 宗教性のあるもの
- カ 社会問題についての主義主張
- キ 虚偽・誇大であるもの
- ク 著作権、商標権、肖像権等を侵害するもの
- ケ 個人又は法人の名刺広告
- コ 他をひぼう、中傷等するもの
- サ 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- シ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(3) その他広告媒体の公共性に鑑み、広告媒体に掲載する広告として不適當であると認められる広告

2 ウェブサイトを広告媒体とする場合で、掲載する広告からリンクを張る場合は、リンク先はその広告を掲載する者のウェブサイトのトップページとし、そのリンク先のウェブサイトの内容については、前項の規定を適用する。